

經濟論叢

第十七卷 第三號

- 經濟發展と計画化……………木原正雄 1
- 特別償却と損益計算の歪み……………高寺貞男 18
- イギリス定期船業の
 発達と海運政策(一)……………山田浩之 33
- 長浜縮緬機業の専売と株仲間……………三島康雄 56
-

昭和三十六年三月

京都大學經濟學會

長浜縮緬機業の専売と株仲間

——織元の役割を中心に——

三 島 康 雄

一 織元の成立

拙稿『長浜縮緬機業における農村の織元の成立』(中部経済学界「六号」)で明らかにしたように、長浜縮緬機業は、琵琶湖の東岸の長浜平野の姉川・草野川・高月川の落合うデルタ地帯を中心とする農村に、彦根藩やその他の諸藩の貢租の重圧という歴史的條件と、毎年の水災という地理的條件を契機として、農民の再生産維持のため、丹後縮緬機業を通じて、京都西陣の高度の技術が、宝暦二年(一七五二)二月に導入されて成立したものである。

だが奢侈禁止令という経済外強制のために、農村内部に局地的市場を見出しえないので、縮緬の市場は、西陣が中央藩府権力によって独占的に保証されている、京都市場に割こむ以外に見出しえなかった。この農民側の市場獲得運動の先頭に立った

のが、難波村でそれぞれ五機を持つ、林助と庄九郎という二人の村役人層であって、『其節機屋仲間度々寄合相談之上、難波村林介・権太夫(庄九郎のこと)をさす 三島(惣代に頼、御奉行様へ御願奉申上候』(明和八年一月「機屋申合書の覚」)というように、この二人はすでに商品生産者に転化しつつある農民層の、間接的な参加を背景として、京都二条役所にたいして市場開放の運動を行ったのである。そして新興農村機業からの貢租増収をめざす彦根藩の、二条役所への働きかけもあって、ついに宝暦九年十一月に京都市場は、長浜農村縮緬機業に開放された。

彦根藩はただちに専売機構の確立につとめ、林助・庄九郎の二人を農民側から遊離させて、藩の専売機構の中に抱きこむために、「機屋之元締」(省略して「織元」という特権的な地位に任命し、すべての縮緬製品に検印を打つことを強制し、その

代償として縮緬一卷について銀一分つつを二人に与えることを制度化した。そして二人はこの「甘い餌」によって、藩の専売益金収奪のための「忠実なる番犬」への改宗を誓ったのである。そして「御年貢縮緬之儀は、彦根様御印奉請、并織元之印京都近江屋喜六殿印を加へ、則右喜六殿方を江州縮緬売所と被為遊御定候」(天明五年「乍恐以書付御願奉申上候」という専売制度が確立した。かくして織屋たちは縮緬一卷について、彦根藩の専売益金として銀三分、近江屋の印料として銀二分、さらに彼らを裏切って村落内部において農民の商品生産との対立を示しはじめた、織元の林助・庄九郎にたいして銀一分、合計銀六分を取奪されることになった。

このような経過のうちに成立した織元は、明治維新にいたる一二〇年の間、林助・庄九郎の二人の家だけに許された特権的な称号であったが、その後の長浜縮緬機業の発展の中で、織元がどのような機能を果たしたかを分析するのが、本稿の目的である。

なお引用した文書は特にことわらないかぎり、すべて滋賀県東浅井郡難波村の中村家文書である。

一 専売の成立と織元の機能

このように京都市場の開放は、嚴重な彦根藩の専売機構を通じての縮緬販売という制約の下に行われたが、ともかく大市場

が確保されたことにより、長浜地方の縮緬生産量は急速に上昇し、長浜平野の村々へ滲透していった。この地方は京都に近い重要地域であるので、大きな反幕勢力の出現を嫌った幕府によって、徹底的な入組支配が行われ、多数の遠国大名領・代官領・旗本領・社寺領と、彦根・膳所・水口・大溝・堅田を始めとする近江諸大名の領地に細分され、混在しているのであるが、縮緬は難波村・田村・中村・上八木村・八幡村・東村・新庄中村・八幡中山村などの彦根藩領のみならず、他領の村々にも広がっていた。

これらの他領織屋たちは、「彦根納御年貢縮緬機」という名目で織っていたのであるが、「彦根様御年貢納縮緬各御両家懸機として被仰付、兼て御焚法之通急度相守渡世相続仕、難有仕合奉存候」(明和七年一二月、他領織屋二五村九二人連名の口上書)の「懸機」の意味は明らかではないが、九二人の織屋が全員織元から原料糸さらに機道具の前貸を受けていたとは考えられないので、専売の検印を押す「織元印」の統制を受けているという意味であろうと思われる、他領の織屋たちも難波村の二人の織元から、直接的支配を受けていたのである。だが織元は、このような政治的支配だけではなく、経済的にも大きな力を持っていた。

『乍恐以書付御届ヶ奉申上候

浅井郡難波村

一、同郡御他領東福寺村へ、信楽御代官所より左之趣御書付ヲ以、御尋被遊候、

一、難波村庄九郎と中者、東福寺村縮緬織候義相留メ候様ニ相聞江候、右庄九郎方より彦根様へ御年貢ニ相納、彦根より於京都御売私ニ相成、外村ニ縮緬織候義彦根様より御留メ被成候訳、東福寺村之者共、庄九郎方より糸請取候て、下仕事仕居、彦根領之外縮緬織候事決て相成申候与有之候成、尤彦根領縮緬織初メ候節、御領村ニ何様義ニテ留メ彦根斗織候与申義、彦根領之方へ疾之承合可申出候事、右之趣東福寺村より写書被指越候所、左之趣御返答申上候と被申越候、

一、(前略)尤当村之内ニ織候者共を、難波村指留メ義にては無御座候、元手薄キ者共にて御座候間、右難波村庄九郎手間賃機織申候て、渡世仕候、右申上候通相違無御座候、以上

亥十月

江州浅井郡東福寺村

庄屋 甚右衛門

信楽御役所

年寄 八右衛門

右之趣御返答申上候段被申越候ニ付、乍恐御届ケ奉申上候、

以上

明和四年亥十月廿六日

難波村 林 介

庄 九 郎

御奉行様

この文書によると東福寺村(菅根村の中)では、「元手薄キ者共」すなわち自ら原料・機道具などを所有できない貧農たちは、織元庄九郎の手間賃機を織って生活し、また庄九郎から糸を受取っていたことが明らかである。すなわち織元は、専売過程において縮緬に検印を押す政治的役割とともに、経済的にはこの蓄積された印料を資本とする前貸資本家として、貧農層の織屋を支配していたのであり、東福寺村以外の村にたいしても同様であつたと思われる。

このように長浜周辺の農村では、彦根藩領であるか他領であるかを問わず、織元の統制に従つて所定の印料を払えば、彦根藩の専売商品として京都市場へ販売されるようになった。

三 他領株仲間の結成

明和七年(一七七〇)一二月になると、他領二五村の織屋九二人は、連名の口上書を織元に提出し、株仲間の結成を願出た。
『口上書』

以書附御願申上候

一、彦根様御年貢納縮緬、各御両家懸機として被仰付、兼て御掟法之通急度相守、渡世相続仕、雖有仕合奉存候、然処追々織屋多相成候えば、自然心得違之者御座候ては奉恐入、尚又仲間難波に相成候に付、往々ノ抹為不仕、下機株札頂戴被仰付被下

置候様、兼て一統御願奉申上度存念に御座候、旁以銘々村役前へ相届、夫々御他領所へ御届も相済候えば、猶々以彦根様御高蔭之程、難有仕合と奉存候、就夫京大坂并に諸国売私之儀は不及申に、仮令銘々御領主より御用被仰付候共、彦根様御極印請不申、縮細少分之切にても取捌仕間敷候、若心得違仕候者御座候はば、御掟法之御趣は勿論、如何様御沙汰被為仰出候共、其時一言之御断申上間敷候、何卒何村誰分と申御印札頂戴被仰付被下置候様、御願奉申上候、依之仲間一同決心之趣御届旁、為後日一紙述印を以御願奉申上候、右之趣宜御願上可成下候様、幾重にも御願申上候、以上

明和七年庚寅十二月

南浜村

川道村・ソ子村

落合村

宮部村・新井村・八木浜村

弓削村・錦織村・中浜村・野瀬村

大浜村・富田村・十九村・小倉村・唐国村・酢村・五

村・山本村・津野里村・大寺村・大井村・口分田村・

田川村・鍛冶屋村

(全九一名・名前は省略……三處)

難波村

織本 林助殿

長浜縮細機業の専売と株仲間

同 庄九郎殿

このように他領織屋が在株制の結成を願出した目的は、彦根藩はこの地方の最も有力な藩であり、すでに宝曆一〇年に西陣の独占していた京都市場を開放させ、藩権力によって保護された専売ルートを持っているので、彦根藩領の村々と同じ条件で縮細販売を維持するために、株仲間を結成して藩の統制を受けた方が有利と考えた為と思われる。そのために「御領主より御用を仰付けられても、彦根藩の御印を受けないで、少しの縮細切端でも取捌きはいたしません」という各藩領域圏の封建的制約をこえた誓いを立て、さらに請書にも、「若心得違之者御座候はゞ、機道具不残仲間へ取上、早速指上可申候、其上如何様之御沙汰被仰出候共、其時一言之御断申上間敷候」(明和七年一二月「一札之事」と、株仲間が彦根藩の統制に絶対服すことを前提として、願出たのであった。

また多額の印料を取奪されつつも、縮細生産が苦しい農民生活の再生産と、胚芽的利潤の蓄積のために大きな意義を持っていたので、中農貧農をふくむ広い農民層へ拡がってゆく傾向にあり、宝曆八年には全部で六〇戸であったのが、明和九年(一四年後)には他領織屋だけで一一〇戸になっていた。そのため株仲間結成によって新規の業者の発生を防ぎ、生産者の数を一定に保つことよって、商品生産の無統制に基く価格変動を、防止しなければならぬという意図をも持っていた。

以書付御願申上候

一、其御領分御年貢納縮緬、先年より□機織立渡世仕来り申候、然る所近年織屋共相増申候に付、納縮緬と申立、猥之仕形出来可申義難斗御座候に付、此度あつらへ機織屋を御定被成下、御印札被下置候様御願可被下候、然る上は兼て御定法急度相守、亦以紛敷仕形無之仕度奉願候、勿論機織屋御定被成下候上、此後相増候はば、誰分ヶ株あつらへ機と申御印札頂戴仕、分株之分は夫々の元株より御掟并諸定共急度為相守、機織為仕度奉存候、私共義あつらへ機にて、渡世仕候義に御座候え、猥之義共出来仕候ては、一統指揮に相也申候に付、御印札之義奉願候、右之趣彦根御役所へ御願被成下候様奉願候、依之機屋中百拾軒之為惣代、私共御願申上候、以上

明和九年辰十月

御他領織屋仲間・年行司

- 南浜村 左五右衛門
- 同 村 杵右衛門
- 川道村 九左衛門
- 錦織村 善三郎
- 曾根村 忠左衛門
- 宮部村 甚右衛門

織元雄波村

林助殿

すなわち増加してゆく機織屋を、機織屋間の年行司だけでは統制がとれなくなり、株仲間結成による強力な生産統制を必要とするようになり、また彦根藩の規制によって、既得権を擁護しようという意図をふくんでいた。

林介・庄九郎の二人の織元は、この口上書を彦根藩北筋奉行所へ取次いだ。もちろん彦根藩にとっても、他領縮緬屋仲間の結成は、各藩領に散らばる機織屋連を統制して、専売機構の中に組入れるのに非常に都合がよいので、同一〇月に「御年貢納縮緬あつらへ機株御印札」を、二人の織元を通じて他領機織屋連中に下付した。

『御請証文之事

一、其御領分御年貢納縮緬あつらへ機株御印札之儀、先達て段々御願申上候処、各々方より彦根御役所へ御願被下候に付、御聞届け被下置、各々方へ御印札頂戴被成、私共へ銘々御渡し被下、難有頂戴仕候、然る上は御印札御表書之通り承知仕り、御掟法急度相守可申候、万一御掟法相背候義出来仕候はば、右御印札は勿論、機道具悉御取上げ可被成旨御請奉申上候、然る上は若違背仕候者於有之者、仲間中より御印札并機道具不残取上げ、各々方へ急度相渡し可申候、其上如何様之御咎め被仰付候とも可奉畏候、若又機織相止め候者御座候はば、御印札返上可仕候、為後日述判左之通、御請証文仍て如件

明和九年辰ノ十月

庄九郎殿

南浜村

四〇名

曾根村

一一名

落合村・川道村

各七名

中浜村

五名

野寺村

四名

新井村・八木浜村

各三名

弓削村・野勢村・宮部村

各二名

錦織村・小観音村・小倉村・速水村・山本村・津里

村・富田村・十九村・大浜村・口分田村・大井村・唐

園村・月ヶ瀬村・大寺村・田川村・鍛冶屋村・五むら・酢むら

(全一〇四名、名前は省略……三島) 各一名

御他領織屋仲間辰ノ年行事

南浜村 左五右衛門

// 左五右衛門

錦織村 善三郎

川道村 九右衛門

曾根村 忠左衛門

宮部村 甚右衛門

織元難波村

林助殿

長浜縮緬機業の専売と株仲間

かくしてまず他領織屋株仲間が結成されたのであるが、二人

の織元は株仲間にたいしても大きな権限をもち、これまでの

「織屋之元締」として検印を押す役目の他に、株仲間結成の時

には彦根藩の命令をうけて株札を農民に下付し、『銘々御印札

頂戴仕毎に、御口達御掟之趣、織元御両家にて具に被仰聞、儲

に承知仕罷在候』(天明三年六月「以書付御願申上候」)すなわ

ち印札を下付することに、織屋に彦根藩の掟書を読聞かせ、そ

の後も藩の株仲間統制処罰機関としての性格を持ち、もし株仲

間規制を破る者が現われた場合には、印札ならびに機道具を一

切取上げるといふ、苛酷な任務を帯びていたのである。

他領縮緬株仲間は成立と同時に、仲間成員の間を内部的に規

制する、次のような定書を出した。

定

一、御公儀様御法度之趣、堅相守可申事、

一、彦根様御年貢納縮緬に付、先年よりあつらへ機織来り渡世

仕、難有仕合奉存候、然処近年織屋仲間増益仕候に付、猥之義

も難計思召、今般機株御印札被降置、銘々難有頂戴仕候、然る

上は御印札表書之通御大事に相守可申事、並仲間諸定之義は、

今般機株御札頂戴仕候人数百拾軒之他、新規に分株の願有之候

はば、元株兄弟子息弟子迄は先年之通、衆入金巻両つにて分

株相願為致度可申事、併息子縁付に分株は相成申候敷事、若又

外より新規に仲間入の原有之候はば、衆入金拾兩づつにて相定、
 参会の祓披露仕、其上御印所へ御竊申上相叶申候はば、誰分株
 支配と仕可申事、

一、掛機之義は足迄致來候株は、掛機料金壹兩づつにて為致可
 申候、向後は掛機に出し申事は堅く停止の事、

一、年頭八朔(元日と八月一日)御印元へ銀貳兩づつ行事為総
 代御祝儀相助可申候、並に行事五人宛にて壹ヶ年替りに相助可
 申候、最正月七月阿度参会は諸事申合等可致事、

一、奉公人之儀は、先年より少しにて差權之者、堅相抱中間
 敷事、織入給金は大方壹ヶ年に付金貳兩づつ、年季之儀は十ヶ
 年拾兩の積を以て、年数相応に相渡可申候、并に仲間之猥ヶ間
 敷事有之候か、又は申衆出來之砌は行事方へ申入候て、埒明可
 申儀は落着可致事、若又不能了箇候義は、總仲間へ申出し評定
 及相談可事、

一、極印請御改機之内、休機にても公用方折目急度出し可申候、
 若又不手都合に付休機之願有之候はば、諸事雅用可為用捨事、
 一、分ヶ株衆入之砌、御印元へ銀貳兩づつ為樽代持参仕、行事
 同道にて目見可致事、

一、壹機に付壹兩貳分づつ極印為御礼、御印元へ追し可申事、
 一、糸くり賃は、四季共に高下致間敷事、

右之趣総連中堅く相守可申極也、為其銘々印形如件、

御他領織屋仲間連名(中川家文書)

すなわち元株所有者の兄弟・息子・弟子には、衆入金一兩づつ
 で分株を許し、息子が養子に行く場合は分株を許さず、外部か
 らの新規加入希望者は、衆入金一〇兩を徴収した上で、御印所
 すなわち代官所の許可をえて、分株を許した。また奉公人の給
 金と糸くり賃の水準を定めることよって、機業の安定をはか
 った。さらに株仲間に加わっている者は、御印元すなわち二人
 の織元に、一月一日・八月一日の二度、銀二兩づつ御祝儀を納
 め、また新たに分株の節は御印元へ樽代として銀二兩づつを持
 参し、また極印の御札として、一機につき一兩二分を印元すな
 わち織元に差出すことが規定されたのである。

このように林助・庄九郎の二人の織元は、新たに成立した御
 他領織屋株仲間の統率者として、大きな権力を振うと同時に、
 経済的には印料に加うるに、御祝儀・樽代・極印御札などの名
 目で、多くの特権的手数料を手に入れることになった。

また明和九年一〇月に、六人の御他領織屋仲間行事から織
 元に提出された書付の宛名は、「難波村織元、難波林助殿、乾
 庄九郎殿」となっており、二人は明和九年にはすでに、彦根藩
 の専売過程の下部機関である「織元」としての、農村内部にお
 ける特権的な地位の象徴として、前字帯刀を許されていたもの
 と思われる。

四 農民の密売と彦根藩の統制

かくして結成された株仲間において、彦根藩はつき／＼に統制政策を打出した。つぎの定書は年月不明であるが、おそらく株仲間結成後まもなく発せられたものと考えられる。

定

- 一、縮緬御印抜堅仕間敷候事、
 - 一、奉公人召抱候節、凡年拾年切に相定可申候事、
 - 一、年期奉公人給銀六拾匁に相定可申事、
 - 一、年明き不申候機織有之候共、仲間中に一切召抱申間敷候事、
 - 一、年明き候機織にても、古主へ対談之上召抱可申事、
 - 一、糸練屋之儀不届いたし候者出来候はば、仲間中一統相談之上急度致吟味、其上右練屋方へ、仲間中より繰糸遣し申間敷事、
 - 一、得意之繰屋へ無対談に繰糸遣し申間敷事、
- 右之趣堅相守可申者也

縮緬織屋中

この定書では、奉公人の年季・給銀・新規採用などの労働条件や、糸練屋にたいする関係などの経済的問題についての、仲間規制が主であったが、政治的な問題として第一項に、「御印抜」すなわち検印を受けずに密売することを禁止する政策を打出した。

だがこのような禁止にもかかわらず、縮緬生産が農民の生活再生産破綻を救うために、下層農民の間にゆきわたると、貧農の中には、彦根藩・織元・近江屋に銀六分づつ取奪されるのを

避けるために、「追々願出候織屋共、以前之詎一向不存者も可在之、且規矩も狼に相成、織屋共為方に不被相成事候」(安永九年八月「申渡書」)というような、藩の専売規制を無視した印抜密売が、蔓延してゆきつゝあった。

安永四年(一七七五)八月に起つた左兵衛事件は、このような事情を明らかに物語っている。

書付以御願申上候

一、縮緬織出し之義ニ付、彦根株より兼日被仰渡候御大切之御掟相背、御印抜にて売買仕候段、御上へ逆御聴ニ、御咎メ被仰付重々奉恐入候、然ル所此義は先達て御願奉申上候通り、右之縮緬質入ニ付、金子借用仕罷在候処、返済延引仕候ニ付、銀主方より応対もなく御印抜にて直ニ指登ン被申候ニ付、不忠私無調法と罷成、至て難渋仕候、然ル所私義身上右駄之不如意者ニ御座候えば、御田畑としては沓ヶ所も無御座、縮緬商売相止め候ては、何分渡世之方便無御座、難義至極ニ奉存候、何とぞ右之趣御願届ケ被下置、此度御掟法相背不届キ仕候段、乍恐御憐愍以御捨免被下置、是迄通御印札頂戴仕、御威光ヲ以縮緬織仕候様、彦根御役所様へ御願被仰上ケ被下候様奉願候、然上は以後御掟法之趣急度大切ニ相守、ソ末無御座様可仕候、御憐愍之御意非ヲ以、右願之通り乍恐被為聞召分ケ、何分御捨免被下置候様、御願被下候様奉願候、

右左兵衛被申上候通り毛頭相違無御座候間、右願之通り御捨

免被為下置候様、宜敷御願被仰上ケ被下候様奉願候、依之私共
加判仕御願奉申上候、以上、

安永四年未八月日

大寺村 左 兵衛

行司中 口分田村 忠 助

曾根村 重右衛門

南 浜 源 次

同 徳 兵衛

川道村 孫右衛門

新井村 清 兵衛

難波村

織元 林介殿

// 庄九郎殿

すなわち人寺村の左兵衛は、商品經濟の進展にもとづく農民
分解と共に、質流れその他の理由によつて「御田畑とは一ヶ
所も御座無」水呑百姓であつて、縮緬織をやめては渡世の方便
もない「事実上の賃労働者」であつたが、この左兵衛が恐らく
長浜町か近郷の高利貸に、縮緬を抵当にして金を借り、返済が
おくれた為に、銀主が無断で質流品として縮緬を印拔で売つて
しまったので、左兵衛自身が密売したように思われて、藩から
咎められて困つてゐるという文面であるが、本当にこの通りな
のか、それとも左兵衛が抜売したのを咎められて、言訳として

述べたのかは疑問であるが、とにかくすでに安永ころには、口
畑を失つた水呑百姓の機屋が、意識的にかあるいは客觀状勢の
ためか、一般的に印拔密売をせざるをえない状態に追いこまれ
ていたことを示している。

このような藩の専売機構を経ない密売の蔓延にたいし、彦根
藩は安永九年（一七八〇）八月に、織元ならびに織屋にたいし
申渡書を發して、農民の商品生産の統制強化をはかつた。

『 申渡書

一、（前略）毎年兩度如定、難波村織元之者方へ惣織屋共会合
之上、示合等取失不申候様、兼て申渡置候定書急度相守可申候、
万一不埒之者於在之は、織元より早々相訴可申候、

一、印拔縮緬之儀は停止之事に候間、弥以急度相守可申候、万
一印拔縮緬取扱候者又は願無之縮緬機織候者有之候はば、織元
より早々可訴出候、勿論織元共より毎々無油断吟味可致候、自
然違背之者於有之は、無用捨機織道具取上げ、急度可及其沙汰
候、

右之通申出候間、織元織屋無覆藏中談、嚴重に相守可申者也、

安永九庚子年八月

小野田小一郎

本多善右衛門

難波村

縮緬織元

同織屋かたへ

すなわち一年に二度つづ、織元の所へ全織屋が集り、宝曆一〇年一月の専売制度成立の時に藩が下付した、縮緬一卷について銀六分の印料を三者に支払うべき旨などを、示した定書を守ることを改めて誓約させ、これに従わない者がいた場合は、織元から藩に訴え出ることを命じた。また印拔縮緬や無許可の縮緬を織つて、藩の統制に抵抗する者にたいしては、織元が常日頃から油断なく監視をして訴え出で、違反する者は用捨なく機道具を取りあげることを命じた。ここに再び織元は、藩権力の農村内部における代行者として、織屋にたいするスパイ的監視と機道具の取上げという、反動的な役割をその使命として負わされたのである。

このような藩の統制強化にもかかわらず、安永から天明にかけて縮緬の密売はますます拡がっていった。「其後段々織屋数も多相成、織元共示方儀行届兼、自然と心得違之者も出来可致趣御聞え候」、「織屋之者共御殿様往日之奉忘御厚恩を、動もすれば御掟法に相背候族も在之由、達御上聞候」『然ル処縮緬御印請之義ニは、近年御印技とも御座様ニ達相聴ニ候』（いずれも天明三年の文書より）などによって示される密売の横行は、彦根藩の専売益金取奪にたいする抵抗の意味を持つと同時に、自然災害の頻発が大きな要因となっていた。

すなわち天明三年（一七八三）には、全国的に大風・洪水・

長浜縮緬機業の専売と株仲間

海嘯があい次いで起り、斗米錢二貫五百文に騰貴して餓死する者が多く、翌天明四年にはまた飢饉がおこり、米価は一石で銀百三十四匁（金三兩余）となり、幕府は半価で米を三部に公売し、人心の安定をはからねばならなかった。長浜縮緬機業地帯でも同様の状態であり、たとえば南浜村では「南浜村之義先達て申上通、去ル子年（安永九年）以来田方皆無之上、当年・畑畑共一向立毛無御座、米値段は俄に高値に相成、村中一同數十年無之程難沙仕候由、右ニ付御救米相願、書付差出候ニ付、先頃入御覽申候相願書ニ相認候趣ニテハ、村中之者へ一日一人一合充之御救米、三ヶ月被下置候はゞ、是を以村役人引請世話仕、飢人不出來様仕度旨相願候得共……」（南浜村当年皆無ニ付、御救米相願候ニ付、地方中より差出候書付）・東浅井郡志卷三・一二九頁）という有様であった。このような凶荒による生活困窮の激化が、縮緬の印拔販売の横行という消極的な抵抗を促進する大きな原因であった。

この状況が最高潮に達した天明三年に、彦根藩は宝曆一〇年、安永九年に続いて、藩領織屋にたいして第三統制令を出した。

『（前略）此度浅井郡田村善兵衛、善太郎、同郡上八木村吉次、坂田郡下郷村重兵衛、同郡相模村新左衛門、同郡室村源七、此者共織元年行司に申付候間、織元の者共へ差添織屋之者共不屈不埒之筋無之様、万端世話可致候、此後織屋之者共心得違いたし、不法之筋出来之者、本人は不及申、織元年行司共越度に

第八十七卷

二五五

第二号

六五

可申付候、附り印札之義、御領分織屋共には是迄不相渡候得共、以後銘々印札相渡し候間、支配御代官より請取り、織屋相止候はば指戻し可申候、御他領之義も印札猥に相成不申候様、織元年行司急度相心得可申候、右之趣尚又改申付候間、永無遺失大切に相守可申もの也、

天明三年六月

北筋奉行所

| | | |
|--------|---|-----|
| 浅井郡難波村 | 林 | 介 |
| 庄 | 九 | 郎 |
| 同郡田村 | 善 | 兵衛 |
| 善 | 太 | 郎 |
| 同郡上八木村 | 吉 | 次 |
| 坂田郡下郷村 | 重 | 兵衛 |
| 同郡相模村 | 新 | 左衛門 |
| 吉 | 兵 | 衛 |
| 同郡室村 | 源 | 七 |

総織屋中(土田家文書)

すなわち密売の流行にたいして、彦根藩は織元をいたし、補助機関として、七人の者を「織元年行司」に任命して「不法之筋」を取締らせ、織屋と織元年行司の連帯責任を制定して、取締の徹底を期した。また領内織屋にも株仲間の結成を強制し、織元ならびに織元年行司による、藩領・他領の全織屋にたいす

る支配の強化をくわだてた。この通達書は織元から全織屋に敵重に通達され、徹底させられた。

また他領の縮緬織屋仲間をいたししては、同じく天明三年六月に、印抜縮緬の流行と、御印札を粗末に扱ったとの理由で、『此度他領御印札不残御取上げ可被遊旨、御申渡し存之、奉齎入候』(天明三年六月「以書付御願申上候」)との印札取上げが通達されてきた。これは他領織屋が抜売を続行するなら、株仲間を實質的に解散して、彦根藩の京都市場への専売ルートから閉出すという威嚇の意味が含まれていた。他領株仲間は彦根藩の強硬な取上通達にあつて、違法の者が無い事を弁明してか

ら、
『以書付御願申上候、

(前略)一、御印札之機織止し申候者共、返上仕可申旨被為仰渡、奉承知候、尤他領織屋之内に当時身上不如意に付、暫く相休み時節を見合せ、又々織候覚悟之者共、御印札を大切に奉存罷在候、然を身上難渋之上に又織申度存念之者、力に存片候御印札に奉離候事、甚相歎き申候間敷、此上之御憐愍を以、其儘に御指置被遊被下置候様、乍恐御奉行様迄御願上奉頼上候、一、此後他領御印札製に相成り不申候様に、毎年正月十二日と七月廿一日両度参会之節、各持参任、織元御両人之御改め請可中候、以上

天明三卯六月

織屋惣代

野寺村 佐兵衛
 錦織村 善三郎
 曾根村 卯兵衛
 同村 忠兵衛

難波村
 林助殿
 庄九郎殿
 同村元 蔵

すなわち他領織屋の方は、株仲間が機織を中止した時には、株札を返上せよという風にとつて、身上不如意の者がしばらく中止してから、また織始めようと思つているのに株札を取上げられては困るから、御印札取上げを強行することを中止するよう懇願し、年に二度の集会の際に、織元による株札の検査を受けることを誓つたのである。その後の文書にも他領株仲間のごとは多数出てくるから、株札の取上げは威嚇だけで、実際には行われなかつたものと思われる。

だがこのような天災や印料に堪えかねて、生活の苦しい者が一時機織を中止して、近くまた始めようと思つているうちに、ついに株札を他人に譲つて縮緬機を廃業した者も、相当に現れた。『他領織屋仲間之内に巡番に年行事相定置、他之株之譲を請、入替り候新之織屋共へ、御殿様之御重恩并織元御同家御働之段委細申上候』すなわち他人の株札を譲りうけて、前の者に替つて新しく織屋になつた者に、株仲間の中で毎年きめられ

た年行事が、一席の訓辭をするというのであるが、これによつて毎年相当な数の織屋の交替が行われていたことが明らかである。天明三年についてみると、

『御印札譲り候者請候者、一紙以書付御願奉申上候、

右御印札縁有之候により、相譲り申度請申度者共、各連名之通り被仰付被下候様御願奉申上候、然は此度名前替り候者、御改被成被下候様、是又御願奉申上候、右之趣乍恐御奉行様御免成被下置候様、御願申上候段御届奉願上候、以上、

御印札元請主

南浜村

九名

新井村・川道村・宮部村

各二名

小観音寺村・落合村・津里村・野寺村・大浜村・曾根

村・五村

各一名

右譲り請主

曾根村

一一名

錦織村・南浜村

各二名

遠出村・酢村・唐国村・成亥村・宮川村・青名村・野

寺村

各一名

(合計いずれも二二名・名前は省略……三島)

御印札譲り替之名前ノ廿二人

右之通相違無御座候

天明三癸卯年八月

林助殿

庄九郎殿

この二人の御印札元請主のうち、二〇人は明和九年の他領株仲間結成の際の、請書に連名した一〇四人の中に含まれており、安永九年——天明三年のこの地方の連続的災害をふくむ一〇年間に、多数の機屋の交替が行われたのであるが、これらの株札がいかなる階層の農民から、他のいかなる階層へ移譲されたかは、資料の不足から明らかにすることができないが、右の文書に示されるような株札の移譲が、天明三年以外にも毎年行われたのであるから、安永——天明期は機屋の大巾な交替が行われた激変期であったことが明らかである。

それから一六年後の寛政一年（一七九九）には、引続いて農村縮緬にたいする統制強化令が、領内織屋株仲間あてに出された。

『乍恐指上げ申一札之事

一、御印抜け縮緬堅く売買仕間敷候事、

一、御公儀様より兼日被仰付候御定法之御趣、急度相守可申候

事、

一、仲間定法之儀は、相輩に示合、堅相守可申候事、

右之趣被為仰付奉畏候、万一相背之者有之候はば、如何様之咎めにも可被仰付候、其時一言之中訳け仕間敷候、依之乍恐連印仕指上げ申候、以上

寛政十一年未の正月

御領分

浅井郡

田村

馬渡村・山本村・上八木村

各一名

坂田郡

新庄中村

新庄村・室村

相撲村・森村

各四名

伊香部沢村・馬場村・下ノ郷村・橋本村・小沢村・高

なべ村・常喜村

各一名

（計三七名・名前省略……三島）

御奉行様

この一札においても、印抜縮緬の密売を固く禁止し、さらに彦根藩の御定法ならびに株仲間規約を守ることを厳命しているが、このように藩が相も変らず、印抜禁止を叫ばざるを得なかったのは、天明から寛政にかけても、農民の印抜密売という抵抗が絶えることなく行われていたことを、何よりも雄弁に物語っている。

だがこの時期の密売の性格は、土地を失った農民が生活の破綻を救うために行うような、切迫した性格のものだけではなくなっていた。

『機株御印札之儀に付、御筋方へ御願申上候事

乍恐以書付奉申上候

(前略) 然る処右機織常式仕来り候者共は、人夫・手間人指入機数多仕候処、織立候糸類相場高下御座候て、機手間相応に懸り候時節も有之、又糸高値之売先値段下り、手間銀一向相懸り不申、難渋之時節も毎々御座候えば、追々相働不相変極め置候織屋之もの共相抱、渡世仕米候所、近来糸下値にて売先相応に相懸り候節は、抜機所々に出来仕候様相成、御印抜縮緬出来仕、京都□格別売崩し候様相成、猶又手間料相懸り不申候節

は抜機相止め、旁に彦根機納縮緬京都表売先限り相成候に付御吟味之上先達て郷町共縮緬機屋株御定、末々増株之儀は御止指め被下置、則御印札被仰付機株之者共、何れも頂戴仕、依之京都売先格別売崩し候様成儀無之罷在、御座を以無恙機織渡世仕罷有、冥加至極難有仕合奉存候、(後略)』(享和三年一月)

この地方における縮緬商品の生産は、農民を商品経済の中にまきこみ、その当然の結果として農民の階層分化が一層進み、一方では前述のような田畑は一ヶ所もなく、縮緬を止めては渡世に困るような層も多かったのであるが、他方では上具して「人夫・手間人指入機数多仕」つまり織布労働者や補助労働者を雇傭するような機を多数所有する、生産規模の大きい小営業者も段々と出現してきた。彼等は京都市場における縮緬製品の価格と、地元の原料糸の価格の変動のために利潤が安定せず、糸が下値で縮緬が高値のため、相当な利潤がある時には抜機が多数出現し、藩の専売を経ない「御印抜縮緬」が京都市場の

価格を売崩し、利潤が上らない時は抜機はしないが、彦根藩の専売による京都市場への縮緬出荷が混乱する(恐らくは生産量の減少のため)という現象が起った。すなわちこのような密売は、貧農が追いつめられた生活の破綻を救うための密売とは異なり、より大きな利潤を求めたための、小営業的密売ともいふべきものであった。

他領に続いて藩領ならびに長浜町に、縮緬株仲間を結成させようという彦根藩の意図は、生産者の数を一定に制限することによって、生産量の過大による京都市場の価格売崩しを防ぐと共に、原料糸の価格を一定に保ち、一方では印抜縮緬の蔓延を防止して、専売益金を確保しようというものであった。

要するに明和—寛政期の長浜縮緬機業は、商品生産の展開にもとづく農民層の分解と、そのために起る農民の密売という形での専売制度にたいする抵抗と、これにたいする彦根藩の統制の強化を、対立する軸として、農村工業として発展していたのである。

五 流通過程と長浜町

宝暦一〇年に彦根藩の縮緬専売体制が成立すると、京都市場での販売方式は、

『御年貢縮緬之儀は彦根様御印奉請、并織元之印京都近江屋喜六殿印を加へ、則右喜六殿方を江州縮緬売所と被為遊、御定候

御儀に御座候、然共売販之儀は、店方中買申夫々之家風に合せ申候通之注文を請織立、諸事取引等も直相對に仕來り申候、依之双方共至極勝手宜、家職相統仕來り申候、是迄近江屋喜六殿方は印料懸ヶ貨斗にて、口錢とは且て出し不申、織屋共勝手能方に売弘可申旨、彦根様廣く御免被成下置、雖有奉存候」

(天明五年二月「乍恐以書付御願奉申上候」)

すなわち近江屋は代官所・織元とともに縮緬に検印するといふ、特権商人としての役割で専売に參加し、縮緬一卷について銀一分の検印料以外に、普通の問屋のように口錢はとらず、農民は近江屋を通じて京都の仲買人の好みによる直接注文をうけ、價格も直接交渉で決定してきた。この方式によって農民側は、問屋の支配を受けずに比較的有利な条件で取引することができ、専売成立後に近江屋との間には紛争は起らなかったようである。しかし京都市場で西陣や丹後の絹織物を扱っている絹物問屋たちが、新しく勃興してきた農村工業である、長浜縮緬の流通過程への参加を阻わらないでいる筈はなかった。

「乍恐以書付御願奉申上候

一、此度京都三条通り油小路東江入町、吉文字屋大次郎と申者、彦根様御年貢縮緬売買之儀、右大次郎老人に取流候て支配可仕旨、二条御役所より被為仰付候由承知仕、他領織屋之者共一統奉入贅候、……(中略)……既江州縮緬之儀は先年於京都、吉野屋新右衛門、糸屋長左衛門と申者、二条御役所へ問屋仕度段

相願申候所、二条於御役所に、御免被為成候得共、織屋共勝手に相成不申候間、段々御願申候所、御吟味之上織屋共願之通御聞届被成下置、吉野屋新右衛門、糸屋長左衛門願上通にも相成不申候、誠に彦根様御威光を以御年貢縮緬に被成下置候所、問屋物には相成不申候て、他領織屋共無故離雖有渡世仕來り申候、然処此度二条御役所より被仰付之通に相成、右大次郎老人にて支配仕候えば、御大切之御年貢縮緬狭く相成、其上大次郎賣口錢買先口錢とられ候ては、織屋共渡世に相成不申、猶又買候者共織屋達者共と直相對にて無御座候て、注文毎に万端不自由に相成、織物家風に不相叶、不勝手に相成候得ば、織屋至て難義に相成、追々衰微仕可申と織屋共一統相歎き申候、是迄近江屋喜六殿方斗にて諸事少も無滞仕來り申候間、何卒彦根様御威光を以、古来之通に被成下置候様御願申上奉候、願之通り不被成下置候ては、追々織屋渡世相成不申候、乍恐此段御許容被成下置、願之通り被為仰付被下置候様奉願上候、右之段幾重にも御願可被下候、以上、

天明五歲巳二月

他領織屋惣代

野寺村 佐 兵衛
曾根村 元 藏
同 忠 兵衛
同 卯 兵衛

錦織村 善 三郎
落合村 藤 兵衛

難波村

林助殿

庄九郎殿

すなわちすでに天明以前に、京都の絹物問屋商人である吉野屋新右衛門、糸屋長左衛門が、長浜縮緬の扱問屋になりたい旨を願ひ出ており、この二人の素性は明らかではないが、すでに享保一四年（一七二九）に株仲間を結成していた、京都絹問屋仲間にぞくするギルドの特権商人であったと思われる。彼らは中央幕府の出先機関である二条御役所の庇護のもとに、近江屋の上に付着する縮緬問屋になるために登場し、一度は二条役所の許可を得たのであるが、印料の他に問屋口銭を取奪されることにたいして、反対運動に乗出した縮緬生産農民の反撃が、二人の野望を退けて、ついに改めて不許可になり、農民側はこれまで通りの専売方式の確保に凱歌を奏した。しかし天明五年二月に、再び京都三条通り油小路東江入町の吉文字屋大次郎という商人が、長浜縮緬の扱問屋になることを狙って二条役所に取付き、縮緬は全部この吉文字屋に販売するべき旨が、農民側に傳達されてきた。もし吉文字屋一人が問屋として販売するとなれば、彼に売買口銭を中間搾取され、また仲買人と織屋の直接交渉で、注文生産していたのを、間に強力な独占的問屋に介入さ

長浜縮緬機業の専売と株仲間

れてはすべてが不自由となり、より以上の発展は望めないとして、農民たちは織屋惣代を先頭に立てて、織元に向って反対運動を展開したのである。この結果がどうなったかは明らかではないが、その後の文書に吉文字屋が全く現われないので、このたびも農民側の京都絹物問屋にたいする抵抗は成功し、近江屋のみを通ずる専売方式を、保持するのにも成功したと思われる。一方、これらの縮緬生産農村の中心にある長浜町は、どのような状態であつたらうか。長浜町は天正一九年に秀吉によって、五二町のうち三六町は朱印地として町屋敷年貢米合計三〇〇石を免租され、この特典は江戸時代にも長く継承され、商工業者が来住して、湖東地方北部の物資を集散する特権的商工都市として発達してきた（『滋賀県史』三卷四六五—六頁）。そして都市手工業として、ある種の絹織物を織っていたが、周辺の農村縮緬機業が開始されてのち、長浜町でも縮緬に転換した者もいたらしく、

「口上書を以御願奉申上候
一、右私共是迄絹織屋渡世ニ仕罷在候所、当節引合不申候て、何分渡世ニ難相成迷惑仕候ニ付、此度縮緬織屋仕度奉願上候、乍恐御慈悲之上、願之通御赦免被下置候へバ、御定法急度相守大切ニ可仕候間、御憐愍を以願之並一統御赦免被下置候へバ、雖有忝可奉存候、依之町之役人并是迄御免ヲ請有罷候縮緬織屋共、加判を以御願奉申上候、右之趣宜敷御□候、以上

第八十七卷 二六一

第三号

七一

安永四年乙未二月廿九日

北伊部町

願人 七右衛門

丁代 吉兵衛

横目 太郎右衛門

神戸町

願人 武助

同町

同 喜左衛門

〃

丁代 太郎右衛門

八幡町

横目 久左衛門

願人 林助

同

同 弥平次

同町

同 兵助

同町

丁代 五兵衛

宮町

横目 六兵衛

宮町

願人 吉兵衛

宮町

丁代 嘉平

宮町

横目 太郎左衛門

右縮緬屋

総代 神戸町 甚兵衛

「これまで御免を請け罷有候縮緬織屋共」よりみて、安永四年（長浜縮緬が京都市場獲得後一五年）以前に、すでに藩の許可を得て、普通の絹織物から縮緬織に転換した者が、長浜町内

に相当したのであるが、さらに此年になって、より複雑な技術によって高収入をもたらす縮緬機業への転換をはかる町人が、多く現われたのである。なおこの北伊部町・神戸町・八幡町・宮町などは、いずれも免租権を有する三六町のうちに入っていた。その後も縮緬業者は数を増し、長浜町自身も縮緬生産に大きな役割をしめるようになっていった。

天明三年六月に、前記のごとく彦根藩が領内に七人の織元年行司を新設するや、長浜町の織屋連は、これまでの町内の私設年行司に加えて、新たに取メ役の新設を願出た。

『乍恐以書付御願奉申上候

（前略）長浜町之義ハ、是迄仲間之内年行可有之、機数など吟味仕、御印技など之儀敬敷鑿穿仕候故、先年被為仰付候御定法相背候者共見聞不仕候得共、長浜町之義は機織之者家数多御座候故、此上下一御定法相背候もの御座候ては、右職之者共一統難儀迷惑仕候、依之此度郷中七人取メ之者共ニ相かり、長浜町ニても取メ仕度奉存候間、右郷中七人之者共同様ニ忝參人も被為仰付被下置候様奉願上候、尤難波村林介・庄九郎ニも相談之上御願奉申上候間、御憐愍を以願之通被為仰付被下置候様、御願奉申上候、猶亦御筋方様ニも御願上度奉存候間、御敷免被下置候様奉願上候、右之段宜被仰上可被下候、以上

天明三年卯七月

長浜町縮緬屋中惣代

天明三年卯七月廿五日

四人

町年寄衆中

長浜新町 善 四郎

町御年寄衆中

表面的には長浜町にも縮緬織をする者が多くなってきたので、藩の統制を破る者が出てはいけなから、長浜町でも農村と同じように、取メ役を増設してほしいと言っているのであるが、実は取メ役の増加によって既得権を守ると共に、おくれて生産に乗出した長浜町の町人生産者が、彦根藩の統制を破らないようにすることによって、京都市場への専売参加におくれを取らないことを、望んだのではないかと考えられる。

この願書は長浜町年寄の吉川三左衛門、安藤九右衛門、下村藤右衛門から、北筋奉行所あてに七月二日に提出された。だが、

『以書付申渡候、然は先達て長浜縮緬屋願書指出し候ニ付、御筋方へ御対相被遊候得共、郷中之義は御年貢縮めんニ有之候得共、長浜町之義は御年貢縮緬ニ無之候えは、指障り之筋有之候ニ付、願書御下ケ被遊候間、其旨申渡可存之候、併是迄之通、長浜町之内ニ年行可仕置、相改之義ハ是迄之通指置可申候、右依被仰渡相渡し則願書并ニ各方添書指戻し申候、以上

長浜縮緬機業の専売と株仲間

すなわち農村の縮緬は「御年貢縮緬」、つまり農業における年貢米取納に代るものとしての意義を持っているが、長浜町は特別免税地および町人領よりなっており、御年貢の代りという意味を持ちえないので、取メ役を新設して統制を強化しては都合が起るとの理由で、これまで通り町内の私設年行司による統制を続けることになった。

これらの長浜町の織屋と、難波村の織元との関係はどのようなであつたらうか。彦根藩は結局その後長浜町にも株仲間を結成させたのであるが、次の文書は年代不詳であるが、長浜町の株仲間結成直前のものであり、この関係のある程度示している。

『乍恐以書付御願奉申上度候、長浜町 縮緬屋中

一、此度難波村林介・庄九郎方より御印札相渡し申度由にて、先月廿四日より廿六日迄ニ銘々印形持参致し、右御印札御頂戴申候様之廻文被指越候得共、当町御印札と申儀新規之事ニ候えは、先ニ惣代之者一兩人右難波村へはい見に参り候処、卒所ニ御請難申御印札面ニ候、則御印札別紙ニ写奉入御覧候、当郷へ右印札新規ニ御頂戴仕候て、何分未々難ケ鋪事とも出来可仕と奉存候、何卒先規之通りにて相済申様、幾重にも奉願上候、依

之其趣意左ニ奉申上候、

一、当町之義は売買職方ヲ以渡世仕来りし故、是与□御役所様之奉承御赦免、御定法之御趣被為仰渡、急度相守難有職方出精仕来り候、然る所此度御印札而御頂戴仕候ては、難波村両家之下、職相成り、(後絶)』

織元より長浜町の織屋たちに印札を渡し、株仲間を結成させて織元の支配下におこうとしたのであるが、長浜町の織屋たちは「何分末々難ヶ鋪事とも出来可仕」を理由として、新規の印札下付を拒否し、特別免税地の特権地域である長浜町が、株仲間間の結成により「難波村阿家之下職相成」ることに反対の意向を示したのである。すなわち長浜の町人手工業者たちは、取組役を増設して彦根藩の支配に服従することを欲しながら、一方では在郷縮緬機の統制者である、農村の織元に従属することに反対したのである。

しかし彦根藩は結局、長浜町にも印札を下付し、織元ならびに年行司による統制政策をとるにいたった。つぎの文書は戊と記年してあるだけであるが、享和三年の文書に『御吟味之上、先達て郷町共縮緬機業株御定』とあるので、享和二年(戊年)であることはほぼ間違いないと考えられ、郷中ならびに長浜町の株仲間結成に際して、新しく発せられたものである。

『 申渡書

一、御年貢縮緬機職之もの共、在来之示方近年不メりに相成、

難波之筋有之由、依之郷中並長浜町共機札頂戴致度段、機元並年行司共より相願候に付、願之通夫々機札相渡候間、亦以古来より申渡之趣心得違無之様、仲ヶ間之者共示合可致渡世候、一、機元并年行司之もの共は、別て厚相心得、破法之義無之様相示可申候、万一不埒之もの有之候はば、早速可相訴候、

一、毎年正月十日役人難波村へ指越、古来より趣書之趣為説聞可申候間、其旨相心得、不参致間敷候、他領に有之難波村懸ヶ機之者共儀も、是又同様之事に候間、其旨可相心得候、

右之趣申渡候者也

戊正月

御国産方

難波村縮緬機元

同織屋かたへ。』

すなわち長浜町と郷中(天明三年に藩領株仲間を結成させる旨の文書があつたが、実際には大分おくれたものと思われる)に機札を下付して株仲間を結成させ、統制に反する者があれば織元ならびに年行司が訴え出、毎年正月一日には彦根藩の役人が難波村に来て、宝曆一〇年の定書を全織屋に説聞させることを規定したものである。そして今までは皆札方(藩札を扱う役所)と北筋奉行所ならびに代官所で扱っていた専売行政を、「国産方」という専売担当の新機関を作って全面的に移譲した。これによって藩領・長浜町の全ての織屋にたいする、彦根藩の

専売機構ならびにその下級担当者としての「織元」の支配態勢が、完成したといえるであらう。

そして寛政一〇年の頃には、京都で販売される専売商品としての縮緬は、八千巻から一万三千巻に達した。だが寛政一一年に彦根藩は糸・真綿・布などの諸産物と共に、縮緬を蔵物として京都丸太町の藩邸に収納し、入札の日には農民から蔵敷料として、銀百匁につき三匁を徴集する新専売政策を強行しようとした。しかし他領織屋の強い反対運動により、蔵敷料という名目の専売益金の増徴は中止となり、農民は再び従来通りの専売方式の維持に凱歌をあげた。

六 結 び

宝曆から寛政にいたる四〇年の間は、代官所・織元・近江屋という専売機構によって、京都市場を媒介としつつ、胚芽的利潤を蓄積して自分の生活を守ろうとする農民と、これを統制して専売益金を収奪しようとする彦根藩の対立を主導力として、新興農村機業としての長浜縮緬機業が生産力を高めてゆく時期であった。その中心にあって農村内部における統制者としての役割を果たしたのが、「織元」―「織屋之元締」の林助と庄九郎であった。彼らは次つぎに結成される他領・藩領・長浜町の株仲間、印札を下付する権力をもち、仲間内部に御印抜などによる専売違反者が現われた場合は代官所に訴え出、また機道具を

取上げるなどの役目を持っていた。また縮緬一巻について印料銀一分のほか、色々な名目で多くの特権的手数料を手に入れていた。この多額の収入は恐らくは土地に投資されて、織元両人は大地主へと成長していったものと思われるが、この過程は明らかに行きかたができていない。ただ天保の頃に織元林助の分家林右衛門の家では、縮緬機他に酒・醬油の醸造、養蚕、製糸、蚕種製造、農業と七種の兼業をしていた豪農であった事実によっても、このことは容易に想像されるであらう。

そして縮緬を織る農民の数は多くなり、またブルジョワ的分解もある程度進んでいるのに、彦根藩の専売機構に基本的に反対するような農民運動が起らず、密売という消極的抵抗や、京都問屋商人支配にたいする反対のみしか見られなかったのは、この地方の入組支配による農民の勢力分散のほかに、最初から農村内部に局地的市場を持ちえず、京都という特殊な局限された市場に、彦根藩の権力を後楯にして割込まなければならなかった、後進絹機業である長浜縮緬機業の特質が大きな要因であると思われるが、この点は文化・安政期を分析する次稿に譲らなければならない。

〔附記〕資料の蒐集については、長浜市の郷土史家である中村林一氏の、非常な御援助を頂いた。ここに厚く御礼申し上げる次第である。なお中川家文書は、浅井郡大郷村曾根の中川長左衛門文書である。(一九六〇・九・一〇)